

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	6-3
処分の種類	毒物劇物製造業等の登録の取消し			
根拠法令条例等・条項	毒物及び劇物取締法第19条第2項			
処分の概要	登録の取消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 毒物及び劇物取締法第19条第1項の規定による必要な措置命令違反の場合に限られる。</p> <p>【参考】 第19条 2 前項の命令を受けた者が、その指定された期間内に必要な措置をとらないときは、都道府県知事は、その者の登録を取り消さなければならない。</p>			
基準の制定根拠	-			